

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十九号） 新旧対照条文

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（要排出抑制施設）</p> <p>第十條の二 法第十八條の三十二の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。</p> <p>別表第四の二（第十條の二關係）</p> <p>一 製鉄^{せつ}の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）</p> <p>二 製鋼の用に供する電気炉</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>